



島根県報

令和5年2月7日（火）

第 385 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|----------------|-------------|---|
| 換地計画書の縦覧（2件） | （農 村 整 備 課） | 2 |
| 指定施業要件の変更予定保安林 | （森 林 整 備 課） | 2 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定 | （砂 防 課） | 3 |

【特定調達公告】

| | | |
|---|---------------|---|
| 島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る 一般競争入札の実施 | （病 院 局） | 3 |
| 島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務委託に係る一般競争入札の実施 | （ " ） | 5 |

【選管告示】

| | |
|--------------------------------|----|
| 政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体 | 8 |
| 政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 | 9 |
| 政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体 | 9 |
| 政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体 | 10 |
| 政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体 | 10 |

【正 誤】

| | | |
|-----------------------|-------------|----|
| 令和5年1月27日付け島根県報号外第6号中 | （道 路 維 持 課） | 10 |
|-----------------------|-------------|----|

告 示**島根県告示第75号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年2月7日

島根県知事 丸 山 達 也

| 換地計画に係る地区 | 縦覧に供する書類の名称 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|-----------|-------------|------------|-------|
| 波根地区 | 換地計画書の写し | 告示の日から21日間 | 大田市役所 |

島根県告示第76号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年2月7日

島根県知事 丸 山 達 也

| 換地計画に係る地区 | 縦覧に供する書類の名称 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|-----------|-------------|------------|-------|
| 立河内地区 | 換地計画書の写し | 告示の日から21日間 | 吉賀町役場 |

島根県告示第77号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年2月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供

する。)

島根県告示第78号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年2月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 駅前
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から41号までを順次に結んだ線及び標柱1号と41号を結んだ線により囲まれた区域

| 所 在 及 び 地 番 | 標 柱 番 号 |
|----------------|-----------------------------------|
| 江津市川平町南川上965番4 | 1号 |
| 〃 171番4 | 2号 |
| 〃 176番4 | 3号から14号まで |
| 〃 176番7 | 15号及び16号 |
| 〃 176番2 | 17号から24号まで、28号から32号まで及び38号から41号まで |
| 〃 178番6 | 25号から27号まで |
| 〃 967番1 | 33号から37号まで |

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年2月7日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

1 調達内容

- (1) 令和5年度における灯油の購入

規格 灯油 J I S 1号

予定数量 602キロリットル

内訳 島根県立中央病院 252キロリットル

島根県立こころの医療センター 350キロリットル

- (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

- (3) 納入期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

- (4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

島根県出雲市下古志町1574番地4 島根県立こころの医療センター

- (5) 入札方法

ア 入札者は、入札書に灯油1キロリットル当たりの単価を記載すること。

イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「8燃料・油脂類」小分類「(1)石油」に登録されている者であること。
- (5) (4)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 本公告に示した物品を納入することができることを証明した者であること。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
島根県立中央病院事務局経営部施設管理課
電話 0853-30-6435

入札説明書については、上記の場所での交付のほか、本公告の日から令和5年3月8日（水）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する。

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和5年2月7日（火）から同年3月8日（水）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。

- (3) 入札説明会

実施しない。

- (4) 入札書の受領期限

令和5年3月23日（木）午前10時

郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。入札書を持参する場合も(1)の提出場所に受領期限までに届けること。

- (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年3月23日（木）午前10時

イ 場所 島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 2階 会議室2

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度として行うものとする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院事務局経営部に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、議会において本契約に係る予算の議決がなされない場合は、当該入札は行わない。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased : 602,000 liters of kerosene (JIS No.1) , to be used as fuel for the hospital during the 2023 Fiscal Year.

(2) Tender Submission Deadline : 10 : 00 a.m. March 23, 2023

(3) Information regarding tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4 - 1 - 1 Himebara, Izumo-shi, Shimane, 693-8555 Japan

TEL : 0853-30-6435

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年2月7日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 入札の概要

(1) 委託業務名及び数量

島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 委託場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(5) 庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加者名簿の「(8) 庁舎の廃棄物処理業務」に登録された者であること。

(6) 本公告に示した役務について、確実に履行し得ることを証明できる者であること。

3 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和5年2月8日（水）午前9時から同年3月6日（月）午後4時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を9の(8)の担当部局に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札方法等

入札書は、入札説明書に掲げる書類により提出すること。また、添付書類として業務費内訳書を併せて提出すること。

(1) 紙入札による入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年3月22日（水）午前10時

イ 場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 事務局経営部施設管理課

電話 0853-30-6416 F A X 0853-21-2975

ウ 立会人に関する事項

紙入札により代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。

なお、入札者以外の立会は認めない。

エ 郵便による入札については、令和5年3月20日（月）午後4時まで（必着）に、イの場所に書留郵便により郵送すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札説明書及び業務委託仕様書等の閲覧等

(1) 閲覧期間

入札公告の日から開札日の前日まで(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

(2) 閲覧場所

ア 島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 事務局経営部施設管理課

イ 島根県病院局ホームページに掲載する。

(3) 業務委託仕様書等に関する質問

業務委託仕様書等に関する質問のある者は、入札説明書に掲げる書類により提出するものとする。

ア 提出期限

令和5年2月27日(月)午後4時まで

イ 回答

島根県病院局ホームページに掲載する。

6 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時

令和5年2月22日(水)午前10時から

(2) 場所

島根県立中央病院 2階 会議室2

7 入札の辞退

(1) 入札参加資格確認申請者の入札辞退は、入札書提出期日までは、いつでも入札を辞退することを認めるものとする。ただし、入札書を提出した後は、辞退できない。

(2) 入札辞退者は、手続を行うとともに、その理由を明記した入札辞退届を入札執行者に開札時まで、直接持参又は郵送により提出すること。

8 開札等に関する事項

以下の日時に行い、落札結果は、入札参加者全員に通知するとともに、入札(落札)結果を島根県報に登載する。

(1) 開札の日時

令和5年3月22日(水)午前10時から

(2) 場所

島根県立中央病院 2階 会議室2

9 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程(平成19年島根県病院局管理規程第9号)第117条各号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島

根県病院局財務規程第98条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した役務を履行できると病院長が判断した入札者であって、島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札しなかった場合、予定価格と最低入札金額との差が少額で随意契約できるものと認められる場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約を行うものとする。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) 担当部局（問合せ先）

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院 事務局経営部施設管理課

電話 0853-30-6416 F A X 0853-21-2975

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、議会において本契約に係る予算の議決がなされない場合は、当該入札は行わない。

10 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied :

The service of disposable of medical waste of The Shimane Prefectural Central Hospital, 1 set.

(2) Period for Submission of Tender : 10 : 00 a. m. March 22, 2023

(3) Contact point for the notice : Property Management Division, Administration Department, The Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumo-shi Shimane-ken 693-8555, Japan

TEL 0853-30-6416

FAX 0853-21-2975

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和5年2月7日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 名 称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|----------|--------|----------|----------------|------------|
| 岡崎あやこ後援会 | 岡崎 綾子 | 藤原 登美恵 | 出雲市小山町469-1 | 令和4年12月13日 |
| 寺田博英後援会 | 足立 昭二 | 藤原 省次 | 雲南市大東町大東1008-4 | 令和4年12月21日 |

| | | | | |
|-----|-------|-------|----------------|-----------|
| 博英会 | 寺田 博英 | 藤原 省次 | 雲南市大東町大東1008-4 | 令和5年1月10日 |
|-----|-------|-------|----------------|-----------|

島根県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和5年2月7日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

| 名 称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 異 動 内 容 | | 異動年月日 |
|-----------|--------|----------|---------|-------|----------|
| | | | 新 | 旧 | |
| 自由民主党伯太支部 | 藤原 敏孝 | 会計責任者の氏名 | 清水 保生 | 長谷 憲二 | 令和5年1月1日 |

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 名 称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 異 動 内 容 | | 異動年月日 |
|------------|--------|------------|---------------|-----------------|------------|
| | | | 新 | 旧 | |
| 岡田克也後援会 | 池田 和哉 | 代表者の氏名 | 池田 和哉 | 水津 旬司 | 令和4年12月1日 |
| | | 会計責任者の氏名 | 齋藤 数弘 | 弘田 憲三 | |
| | | 主たる事務所の所在地 | 鹿足郡津和野町後田口665 | 鹿足郡津和野町左鏡1842-5 | |
| 須山隆後援会 | 螺山 郁繁 | 代表者の氏名 | 螺山 郁繁 | 長尾 康一 | 令和4年12月10日 |
| | | 会計責任者の氏名 | 須山 由比子 | 河野 智子 | |
| 高橋まさひこ後援会 | 石川 幸男 | 代表者の氏名 | 石川 幸男 | 高橋 雅彦 | 令和4年10月15日 |
| 中村芳信後援会 | 京村 真光 | 代表者の氏名 | 京村 真光 | 橋本 正嗣 | 令和4年12月10日 |
| 仁多郡糸原徳康後援会 | 糸原 保 | 代表者の氏名 | 糸原 保 | 勝田 康則 | 令和4年11月27日 |
| | | 会計責任者の氏名 | 鳥谷 幹雄 | 田中 和夫 | |
| 丸山たつや後援会 | 丸山 達也 | 主たる事務所の所在地 | 松江市殿町126 | 松江市宍道町西来待621 | 令和5年1月18日 |

島根県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年2月7日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 名 称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|---------------|--------|------------|
| 大国ふみてると出雲を耕す会 | 米山 広志 | 令和4年12月31日 |
| 勝田やすのり後援会 | 和泉 一朗 | 令和4年12月31日 |
| 島根県藤井基之薬剤師後援会 | 陶山 千歳 | 令和4年11月30日 |

島根県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和5年2月7日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 指定年月日 |
|-----------|---------|-----------|----------------|--------|-----------|
| 岡崎 綾子 | 島根県議会議員 | 岡崎あやこ後援会 | 出雲市小山町469-1 | 岡崎 綾子 | 令和4年12月7日 |
| 寺田 博英 | 島根県議会議員 | 博英会 | 雲南市大東町大東1008-4 | 寺田 博英 | 令和5年1月10日 |

島根県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和5年2月7日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

| 届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 異 動 内 容 | | 異動年月日 |
|-----------|-----------|------------|----------|--------------|-----------|
| | | | 新 | 旧 | |
| 岸 道三 | 岸道三後援会 | 公職の種類 | 島根県議会議員 | 出雲市議会議員 | 令和4年12月2日 |
| 丸山 達也 | 丸山たつや後援会 | 主たる事務所の所在地 | 松江市殿町126 | 松江市宍道町西来待621 | 令和5年1月18日 |

正

誤

令和5年1月27日付け島根県報号外第6号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 箇所 | 誤 | 正 |
|-----|--------------|-----------|-------------|
| 2 | 島根県告示第62号の表中 | 一般国道 187号 | 県 道 津和野田万川線 |